明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（厚生労働四六七）　一
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（同四六八）　四
○道路に関する件（東北地方整備局一九六～一九八）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一九九）　四
○道路に関する件（関東地方整備局三九四）　六
○道路に関する件（北陸地方整備局一三五～一三八）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一九七～一九九）　七
○道路に関する件（四国地方整備局一〇四）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（九州地方整備局一四九）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人自動車事故対策機構平成二十六事業年度財務諸表、日本放送協会落札、東日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、西日本高速道路株式会社工事完了、税理士証票無効・登録抹消、厚生年金基金解散・清算人就任、農業会議組織変更（秋田県、高知県）関係　二六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四〇
会社その他
会社決算公告　四二

告示

○厚生労働省告示第四百六十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第五百七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十六年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十七年十二月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表の（項）保育所運営費の補助金等の名称の欄を次のように改める。

（項）	保育対策費
（目）	保育所等整備交付金
（項）	児童虐待等防止対策費
（目）	婦人保護事業費補助金
（目）	児童保護費負担金
（目）	婦人保護事業費負担金
（目）	婦人相談所運営費負担金
（目）	児童保護医療費負担金
（項）	母子家庭等対策費
（目）	児童扶養手当給付費負担金
（項）	児童福祉施設整備費
（目）	次世代育成支援対策施設整備交付金
（目）	社会福祉施設等施設整備費補助金
（目）	社会福祉施設等災害復旧費補助金
（項）	東日本大震災復旧・復興児童福祉施設整備費
（目）	社会福祉施設等災害復旧費補助金

○厚生労働省告示第四百六十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。ただし、平成二十六年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十七年十二月十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久